

公 募 公 告

下記のとおり公告する。

平成30年7月2日

大阪入国管理局長 建山 宜行

記

1 公募事項

大阪入国管理局庁舎における国有財産の使用許可（売店の運營業務）1者

2 使用許可をする場所

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目29番53号

大阪入国管理局庁舎2階 98.07㎡

3 公募参加資格

- (1) 優良な商品又はサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- (7) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していないこと。
- (8) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- (9) 暴力団，暴力団員及び（5）から（8）までに掲げる者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 後記5の公募説明書の交付を受けた者であること。

4 応募申込み

公募に参加を希望する者は，後記5の公募説明書交付場所に来庁し，説明書の交付を受けること。

5 公募説明書の交付

(1) 交付期間

平成30年7月2日（月）から同月23日（月）まで（土曜，日曜及び祝日を除く。）

9時00分～12時00分及び13時00分～17時00分

(2) 交付場所

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目29番53号

大阪入国管理局会計課施設係（担当 浅田）

電話 06-4703-2162

(3) 交付方法

交付場所において手交する（郵送又は電送による交付は行わない）。

6 企画提案書等の提出等

(1) 提出期限

平成30年8月8日（水）17時00分まで（郵送による場合は必着のこと）に前記5（2）の公募説明書交付場所に提出すること。

(2) 提出書類

①応募申込書，②企画提案書，③販売品目一覧表，④事業概要，⑤売店運営責任者及び従業員名簿（任意の様式），⑥納税証明書，⑦直近の決算書（貸借対照表，損益計算書），⑧代表者等が公募手続一切を代理人に委任する場合は委任状，⑨誓約書（役員名簿添付）。

なお，「平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」においてA，B，C又はDの等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者」に該当する者は，前記⑥，⑦に代えて，当該資格を有することを証明する書類（当該参加資格の写し）の提出で足りるものとする。

7 質問及び回答

(1) 本件の公募に関する質問がある時は，質問書を作成の上，提出すること（郵送及びFAX可）。なお，着信確認は必ず行うこと。

ア 質問書の用紙サイズ

日本工業規格A列4番（任意様式）とする。

イ 質問書提出期限

平成30年7月27日（金）17時00分まで（郵送及びFAXによる場合は必着のこと）

ウ 提出場所

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目29番53号
大阪入国管理局会計課施設係 (担当 浅田)
電 話 06-4703-2162
F A X 06-4703-2263

8 使用許可の相手方を選定するための手順

- (1) 提出した企画提案書が、次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。
- ア 提出日時、提出場所又は提出方法が前記6に適合しないとき。
 - イ 虚偽の内容が記載されているとき。
 - ウ 企画提案書が公募説明書に掲げる留意事項及び作成要領に適合しないとき。
 - エ 代理人が企画提案書を提出する場合であって委任状を提出しないとき。
 - オ 本件公募について、企画提案書を2通以上提出したとき。
- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて、個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 企画提案書の留意事項等詳細は、公募説明書による。